

# 感染症法に基づく医療措置協定について (薬局・訪問看護事業所向け)

令和6年11月

高知県健康政策部健康対策課

# 感染症法の改正

## 背景

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の提供に関する法律（以下、「感染症法」という。）が改正されました。（令和4年12月改正）
- 改正感染症法では、新興感染症発生・まん延時に医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時に都道府県知事と医療機関の管理者との間で協議を行い、感染症対応に係る協定（医療措置協定）を締結する仕組みが法定化されました。（令和6年4月1日施行）

感染症法の主な改正項目	施行日	
第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関の新設	令和6年4月1日	
基本指針及び予防計画		
公的医療機関等の医療の提供の義務及び医療措置協定等		協定
病原体等の検査を行っている機関等における検査等措置協定		協定
他の都道府県知事及び公的医療機関等による応援等		
都道府県及び国の補助等		

**協定** : 医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）、民間検査事業者、宿泊事業者と協定を締結

# 医療措置協定の概要①

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の提供に関する法律（抜粋）

（医療機関の協定の締結等）

**第三十六条の三** 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「医療措置協定」という。）を締結するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる措置のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの
  - 二 第五十三条の十六第一項に規定する个人防护具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
  - 三 前二号の措置に要する費用の負担の方法
  - 四 医療措置協定の有効期間
  - 五 医療措置協定に違反した場合の措置
  - 六 その他医療措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項の規定による協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない。
- 3 都道府県知事は、医療機関の管理者と医療措置協定を締結することについて第一項の規定による協議が調わないときは、医療法第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会の意見を聴くことができる。
- 4 都道府県知事及び医療機関の管理者は、前項の規定による都道府県医療審議会の意見を尊重しなければならない。
- 5 都道府県知事は、医療措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療措置協定の内容を公表するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、医療措置協定の締結に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

- **都道府県知事は、平時に、新興感染症※の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応にかかる協定（医療措置協定）を締結することとなっています。**
- **全ての医療機関に対して協議に応じることが義務付けられています。**  
締結作業に向けた意向調査を令和5年度から実施しました。  
今後も随時受付を行いますので、締結を希望する場合は様式のご提出をお願いします。
- **協定を締結したときは、医療措置協定内容を公表するものとされています。**

※新興感染症（及び新型インフルエンザ等感染症等）とは、感染症法における新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を指します。

# 医療措置協定の概要②

## ➤ 医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）との協定締結について

- 都道府県と医療機関が協議し、双方合意に至った場合は、医療機関の機能に応じた協定を締結します。
- 協定を締結した医療機関のうち、**病床の確保に対応する医療機関は「第一種協定指定医療機関」として、発熱外来や自宅療養者等への医療の提供に対応する医療機関は「第二種協定指定医療機関」として、それぞれ都道府県知事が指定します。**（感染症法第6条第16項及び第17項、第38条第2項）
- 有事に、県からの要請に基づき協定指定医療機関により実施される入院医療・外来医療・在宅医療は、公費負担医療の対象となります。（感染症法第37条第1項、第44条の3の2から3の4まで、第50条の3から第50条の5まで等）

<b>第一種協定 指定医療機関</b>	<b>入院</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>協定締結対象：病院、有床診療所</b> 新興感染症患者の入院・治療</li></ul>
<b>第二種協定 指定医療機関</b>	<b>発熱外来</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>協定締結対象：病院、有床診療所、無床診療所</b> 新興感染症患者の診療、検査</li></ul>
	<b>自宅療養者 等への医療 の提供</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>協定締結対象：病院、診療所、薬局、訪問看護事業所</b> 【病院、診療所】 ・新興感染症患者への往診やオンライン診療（経過観察等も含む） 【薬局】 ・新興感染症患者への医薬品対応等 【訪問看護事業所】 ・新興感染症患者への訪問看護</li></ul>

# 協定指定医療機関の指定要件

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準（平成 11 年厚生省告示第 43 号。以下「指定医療機関基準」という。）」により、基準が示されています。

<b>第一種協定指定医療機関</b> (指定医療機関基準第 3 関係)		省略（病院・診療所向け資料にてご確認ください）
<b>第二種協定指定医療機関</b>	<b>発熱外来を実施する医療機関</b> (指定医療機関基準第 4 関係)	<ul style="list-style-type: none"><li>当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。</li><li>受診する者同士が可能な限り接触することがなく診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。</li><li>新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外来医療を提供する体制が整っていると認められること。</li></ul>
	<b>外出自粛対象者への医療の提供を実施する薬局</b> (指定医療機関基準第 4 の 3 関係)	<ul style="list-style-type: none"><li>当該薬局に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。</li><li>新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して医薬品等対応（調剤・医薬品等交付・服薬指導等）を行う体制が整っていると認められること。</li></ul>
	<b>外出自粛対象者への医療の提供を実施する指定訪問看護事業者</b> (指定医療機関基準第 4 の 4 関係)	<ul style="list-style-type: none"><li>当該指定訪問看護事業者に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。</li><li>新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して訪問看護を行う体制が整っていると認められること。</li></ul>

# 医療措置協定の内容（薬局）

## 医療措置 の内容

自宅療養者等に対する医療の提供（①服薬指導、②医薬品の配送）

区分		締結項目		自宅療養者等への医療の提供	
				①服薬指導 (オンライン服薬指導のみでも可とする)	②医薬品の配送
協定締結医療機関	第二種協定 指定医療機関			○	○

※本県では、薬局を対象とする医療措置協定において、個人防護具の備蓄(任意事項)に関する項目は対象外としています。

- ①②いずれも実施可能の場合、協定締結のご協力をお願いします。
- 協定指定医療機関により実施される入院医療・外来医療・在宅医療は公費負担医療の対象となります。  
(感染症法第37条第1項、第44条の3の2から3の4まで、第50条の3から第50条の5まで等)

# 医療措置協定の内容（訪問看護事業所）

## 医療措置 の内容

①自宅療養者等に対する医療の提供（訪問看護）、②自宅療養者等に対する健康観察、  
③人材派遣、④個人防護具を備蓄（任意事項）

区分		締結項目	①自宅療養者等への 医療の提供 (訪問看護)	②自宅療養者への 健康観察	③人材派遣 (災害支援ナース)	④個人防護具 の備蓄
協定締結 医療機関	第二種協定 指定医療機関		○	○	○	△ (任意)
	上記の指定以外			○	○	

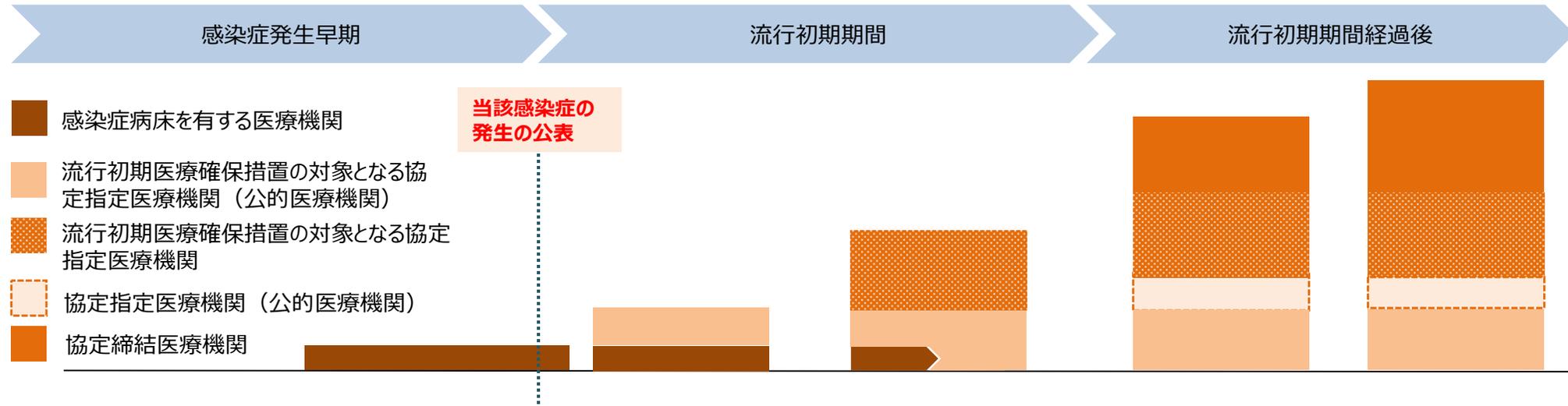
+

※本県では、薬局  
は対象外としてい  
ます。

- ①から③いずれかの項目について協定締結のご協力をお願いします。  
※②の実施のみの場合は協定締結の対象としていません。
- 任意事項として、個人防護具の備蓄（2ヵ月分）が推奨されています。
- 協定指定医療機関により実施される入院医療・外来医療・在宅医療は公費負担医療の対象となります。  
(感染症法第37条第1項、第44条の3の2から3の4まで、第50条の3から第50条の5まで等)

# 医療措置協定における対応時期の考え方

## ● 県内の医療提供体制のイメージ図（対応医療機関数）



	感染症発生早期	流行初期期間	流行初期期間経過後
時期の目安	厚生労働大臣による発生の公表前まで。	発生の公表後 1 週間～ 3 ヶ月を基本とする。	発生の公表後 6 ヶ月程度まで。
対応機関	現行の感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応する。	<p>①まずは感染症指定医療機関が流行初期医療確保措置の対象となる協定に基づく対応も含め引き続き対応する。</p> <p>②都道府県の判断を契機として、流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結する医療機関の間で対応していく。</p>	<u>発生の公表後 6 ヶ月程度をめぐり順次すべての協定締結医療機関での対応を開始する。</u>

○公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院（以下、「公的医療機関等」という。）については、その機能を踏まえた感染症発生・まん延時に担うべき医療（※）の提供が義務づけられました。（感染症法第36条の2）

（※）①病床確保、②発熱外来、③自宅療養等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣のうち、1つ以上



- 県知事は、公的医療機関等の管理者に対し、感染症発生・まん延時において等が医療機関が講ずべきべきもの等について、通知します。（感染症法第36条の2第1項関係）
- 公的医療機関等は、「通知」に基づく措置を感染症発生・まん延時に講じなければならないこととされています。（感染症法第36条の2第2項関係）
- 「通知」は、公的医療機関等との協定締結の協議と併せて行います。  
（①病床の確保、②発熱外来、③自宅療養等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣のうち1つ以上）
- ただし、県が地域の実情の中で、当該医療機関において、例えば、新興感染症発生・まん延時に引き続き通常医療を提供することがその機能・役割だと判断した場合、当該医療機関には「通知」を行いません。
- 「通知」は、協定に基づき講ずることとした措置の一部又は全部を感染症法第36条の2の医療提供義務として「通知」することを想定しており、当該協定を上回る内容を通知することは、原則、想定していません。（感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン）

# 医療措置協定にかかる対応の方向性について①

## 協定の主体について

- 医療機関との協定締結は、知事と医療機関の管理者との間で行います。（感染症法第36条の3）
- 法人が運営している場合などで、法人代表者名と管理者名の連名での協定締結も可能です。
- 管理者が変わるごとに協定締結し直すことまでは不要とされています。そのため、変更を届け出ていただく必要はありませんが、管理者を変更して再度協定締結をご希望される場合は、次項をご確認ください。

## 協定内容の変更等について

- 新興感染症発生・まん延時において、**新興感染症の性状等が締結した協定の前提・内容（事前の想定）とは大きく異なる事態と、国が判断した場合は、それらの判断内容に則し、機動的に対応するもの**とします。
- 協定は双方の同意に基づくものであることに留意しつつ、**医療機関側の事情変更等があれば協定の内容を見直す協議を行うなど、柔軟に対応を行います。**
- 協定内容の変更・解約等については、県健康対策課のホームページに様式を掲載していますので必要書類を県へご提出ください。

【掲載ページ】医療措置協定の締結・協定指定医療機関の指定について（新規・変更・解約）

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024100800139/>



## 締結した協定等の報告・公表の内容・方法

- 協定を締結した段階では、**協定を締結した医療機関名や協定の内容（協定締結したメニュー等）を国や県のホームページ等で公表**します。

【掲載ページ】感染症法第36条の3 第5項に基づく医療措置協定締結に係る公表について（健康対策課）

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024042300223/>

- 協定に基づく措置を実施する段階では、新型コロナ対応も参考に、措置の実施状況のほか、患者の選択に資するような情報の公表を行います。

# 医療措置協定にかかる対応の方向性について②

## 協定の措置が講じられていない場合

○県は、公的医療機関等が正当な理由がなく、協定の内容に基づく措置を講じていないと認めるときは、当該医療機関に**感染症法等に基づく措置（指示→公表等）**を行います。

（感染症法第36条の4第1項及び第4項）

○同様に、協定締結医療機関（公的医療機関等を除く）が正当な理由がなく、協定の内容に基づく措置を講じていないと認めるときは、**協定締結医療機関に感染症法等に基づく措置（勧告→指示→公表等）**を行います。（感染症法第36条の4第2項、第3項及び第4項）

＜正当な理由＞

○**感染状況や医療機関の実情に即した個別具体の判断が必要であるが、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと県が判断するとき。**

（具体例） ・病院内での感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合

・ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものとは大きく異なり、患者一人当たりが必要となる人員が異なる場合

・感染症以外の自然災害等により、人員や設備等が不足している場合 等

## 医療措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等

○協定締結医療機関は、G-MISにより**平時報告（1年に1回）と有事報告（新興感染症発生・まん延時に報告項目に応じて、毎日もしくは週に1回）**を行うこととなっています。

（感染症法第36条の5）

・協定締結医療機関は、都道府県から協定の実施状況等の報告の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに報告しなければならない。（第3項）

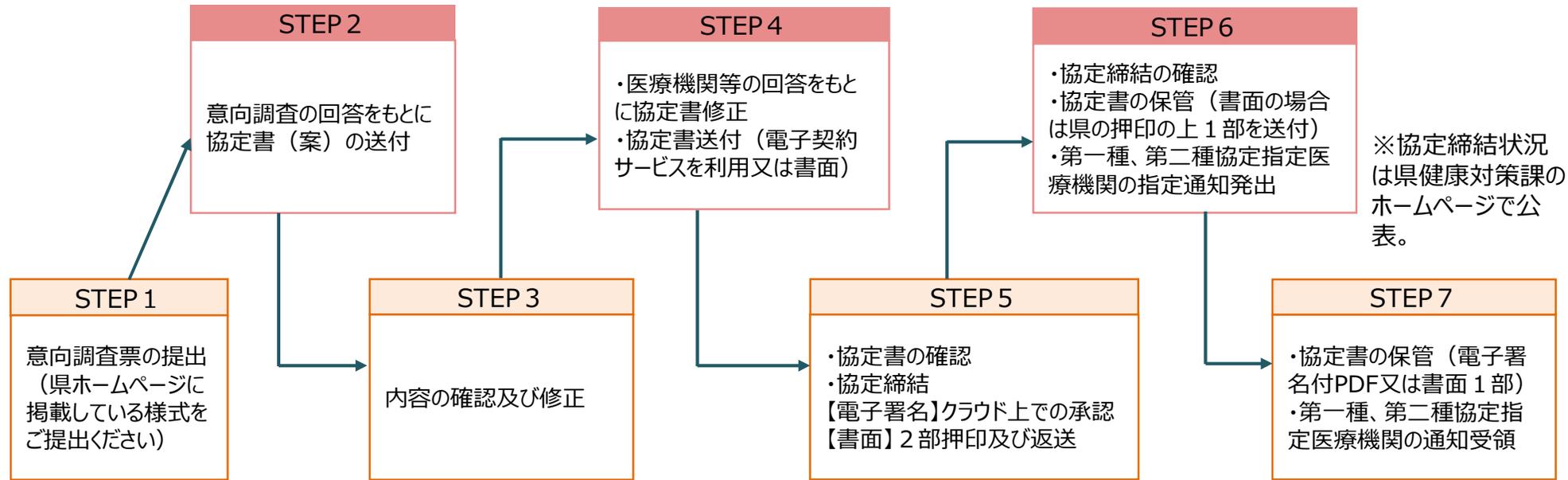
・病床確保に係る協定を締結した医療機関（第一種協定指定医療機関）は、電磁的方法（G-MIS）により当該報告を行わなければならない。（第5項）

・病床確保に係る協定を締結した医療機関（第一種協定指定医療機関）以外の協定締結医療機関は、電磁的方法（G-MIS）により当該報告を行うよう努めなければならない。（第6項）

# 協定締結の流れ

県

医療機関等



## ◆ 資料・申請様式等掲載ページ (高知県健康対策課)

「医療措置協定の締結・協定指定医療機関の指定について (新規・変更・解約)」

URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024100800139/>



### 【医療措置協定に関する問い合わせ先】

高知県健康政策部健康対策課 (新興感染症担当)

電話 : ~~088-823-9092~~

FAX : 088-873-9941

メールアドレス : [kochi-kyoutei@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:kochi-kyoutei@ken.pref.kochi.lg.jp)

令和7年3月31日から電話番号が変わります。  
088-823-9677へご連絡をお願いします。